

大口町小規模・中小企業振興基本条例

私たちのまち大口町は、のどかさの残る田園風景、心にうるおいを与える五条川の桜並木をはじめ、輝く水と緑のある自然環境を保ちつつ、昭和30年代初頭に住民ぐるみで積極的な企業誘致に取り組むなど、先人たちのたゆまぬ努力の積み重ねにより、日本有数の「豊かなまち」へと発展してきました。

この発展とともに、小規模・中小企業者はそれぞれの事業活動を通じて地域経済を活性化させ、まちづくりの担い手として重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、近年、人口減少、少子高齢化による労働力不足、後継者不足、経済のグローバル化や情報通信技術等の飛躍的な進歩など小規模・中小企業者を取り巻く環境は大きく変化しています。このような時代の流れの中で、小規模・中小企業者は、創意と工夫により経営の安定化を図り、あるいは新たな事業展開に取り組むなど、自らの持てる力を十分に発揮することで環境の変化に対応するのみならず、これを飛躍の糧とすることが必要です。

また、小規模・中小企業者は、自らが地域経済活性化の重要な役割を担っていることを自覚し、それぞれの事業活動を通じて雇用の確保・拡大を図り、次世代を担う人材の育成に努め、地域の魅力向上に積極的な役割を果たすべき立場にあります。

さらに、小規模・中小企業者が地域社会との連携を深めることで、地域資源の利活用を促進し、地域内における循環型経済を形成することも期待されるものであり、豊かで強く、自然環境にも配慮した大口町の健全な発展へと繋げることができます。そして、小規模・中小企業者のみならず、それを取り巻く全ての者がその想いを共有し、協働することで、持続的な地域振興に取り組んでいくことが重要です。

かかる取組により、さらに豊かで健全な大口町を次世代に引き継ぎ、子どもたちが引き続き大口町に住み、大口町で働きたいと考え、夢や希望を描ける町であることを目指したいと思います。

これらのことを深く認識し、まちづくりに関わる者が一体となって、自ら挑戦し続けられる小規模・中小企業者の振興を図るため、ここに、この条例を制定します。

【趣旨】

前文は、この条例を制定する背景や趣旨などを示すとともに、小規模・中小企業者の果たしている役割やその重要性、小規模・中小企業者を取り巻く全ての者の協働による小規模・中小企業者の振興の必要性など条例全体の考え方を明示しています。

【解説】

一段落目では、本町の特徴や変遷、先人たちのたゆまぬ努力の積み重ねにより、本町が「豊かなまち」へと発展してきたことを記述しています。

二段落目では、小規模・中小企業者がこれまで果たしてきた地域経済への貢献について記述しています。

三段落目と四段落目では、小規模・中小企業者を取り巻く環境の変化を示し、その中で、小規模・中小企業者が自らの役割を自覚し、創意工夫とチャレンジにより環境の変化に対応するだけでなく、小規模・中小企業者自らの飛躍と地域の魅力向上に積極的な役割を果たすことの必要性について記述しています。

五段落目では、小規模・中小企業者への期待だけでなく、小規模・中小企業者とそれを取り巻く全ての者の「協働」が、持続的な地域振興への取組に必要であることを記述しています。

六段落目では、夢や希望を描く豊かなまちを次世代に引き継ぐことを目指し、まちづくりに関わる者が一体となって小規模・中小企業者の振興を図るため、条例を制定することを記述しています。

(目的)

第1条 この条例は、大口町の発展における小規模企業者及び中小企業者（以下「小規模・中小企業者」という。）の重要性に鑑み、小規模・中小企業者の振興についての基本理念を定め、小規模企業者、中小企業者、町、商工会、大企業者、金融機関、各種団体、教育機関及び町民が、それぞれの役割について相互理解を深めることにより、地域経済の持続的な発展及び町民生活の向上を図ることを目的とする。

【趣旨】

この条例の制定目的を明示しています。

【解説】

この条例は、小規模・中小企業者の振興に関する基本的な事項を定めることにより、地域経済の持続的な発展と町民生活の向上を図ることを目的としています。

なお、この条例は、小規模・中小企業者の振興に関する基本的な方向性や姿勢を定める、理念条例です。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいい、町内に事業所、事務所又は店舗（以下「事業所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業者のうち、法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (3) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会で、町内に事務所を有するものをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者（金融機関及び各種団体を除く。）をいい、町内に事業所等を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫その他金融業を営むものをいう。
- (6) 各種団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する中小企業団体等、その他の中小企業に関する団体をいう。
- (7) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、高等専門学校及び同法第124条に規定する町内専修学校並びに愛知県内に所在する国又は愛知県が所管する公的研究機関をいう。
- (8) 町民 町内に住所を有する者及び町内に通勤又は通学する者並びにまちづくりに関わる団体及びこれらに準ずる団体等で町長が特に認めるものをいう。

【趣旨】

この条例における用語の意味を定義しています。

【解説】

第1号では「中小企業者」について、第2号では「小規模企業者」について定義しています。

「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項各号、「小規模企業者」とは、同法第2条第5項に規定する資本金、従業員数のいずれかの基準を満たす事業者をいいます。

中小企業基本法に規定する中小企業者及び小規模企業者の定義

| 業種分類 | 中 小 企 業 者 | | |
|--------|--------------|-------------|-------|
| | | 小規模企業者 | |
| | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 | |
| 製造業その他 | 3億円以下 | 300人以下 | 20人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 | 5人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 | 5人以下 |

上表のとおり、「中小企業者」という用語は「小規模企業者」を含んでいます。

この条例で、特に小規模企業者に限定して言及する必要がある場合は、「小規模企業者」という用語を用いています。

第3号では、「商工会」について定義しています。具体的には、「大口町商工会」を指します。

第4号では、「大企業者」について定義しています。第1号及び第2号で定義した者以外の企業者を指します。

第5号では、「金融機関」について定義しています。銀行、信用金庫、信用協同組合をはじめ、労働金庫、農業協同組合の預貯金取扱い金融機関のほか、信用保証協会や銀行協会といった関係機関を指します。

第6号では、「各種団体」について定義しています。小規模・中小企業者を支援する事業を行う団体などを指しており、公益財団法人あいち産業振興機構、独立行政法人中

小企業整備基盤機構中部本部など愛知県内に事業所があり小規模・中小企業者の支援を行う国や愛知県が所管する機関や認定経営革新等支援機関、中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する中小企業団体等並びにこれらに準ずる団体など、その他第5号で定義した「金融機関」のうち、預貯金取扱い以外の部門において小規模・中小企業者の支援を行う部門を有する金融機関を含む幅広い団体などを指します。

第7号では、「教育機関」について定義しています。大学、高等専門学校、町内に所在する専修学校などの教育機関や国や愛知県などの公的研究機関を指します。

第8号では、「町民」について定義しています。本町の住民や本町に通勤・通学する者、まちづくりに関わる団体など、本町に関わる多くの個人や団体に、様々な形で小規模・中小企業者の振興に協力していただくことが重要であるため、この条例では「町民」の範囲を広く捉え、定義しています。

(基本理念)

第3条 小規模・中小企業者の振興は、次に掲げる事項を基本理念（以下「基本理念」という。）として、これに基づき推進されなければならない。

- (1) 小規模・中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力を基本とすること。
- (2) 小規模・中小企業者が地域社会の発展及び町民生活の向上に重要な存在であることを認識すること。
- (3) 小規模・中小企業者、町、商工会、大企業者、金融機関、各種団体、教育機関及び町民の協働により行うこと。

【趣旨】

小規模・中小企業者の振興を推進するための基本的な考え方を明示しています。

【解説】

第1号では、中小企業基本法第3条に規定される基本理念に鑑み、小規模・中小企業者の多様で活力ある成長発展に向け、小規模・中小企業者自らの創意工夫と経営の向上に対する自主的な努力を促進するような取り組みが重要であることを規定しています。

第2号では、小規模・中小企業者が循環型経済の形成や次世代を担う人材の育成に努

める中で、小規模・中小企業者の振興に関わる全ての者が、地域社会の発展と町民生活の向上に小規模・中小企業者が重要な役割を果たしているという認識を持つことが重要であることを規定しています。

第3号では、自ら努力をする小規模・中小企業者の多様で活力ある成長発展と持続的な地域振興に向け、小規模・中小企業者の振興に関わる全ての者が、協働して小規模・中小企業者の振興に取り組むことが重要であることを規定しています。

(小規模・中小企業者の努力)

第4条 小規模・中小企業者は、基本理念に基づき、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的に経営の向上及び改善に努めるものとする。

2 小規模・中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成及び雇用環境の充実を図り、従業員が生きがい及び働きがいを得ることができる職場づくりに努めるものとする。

3 小規模・中小企業者は、町が実施する小規模・中小企業者の振興に関する施策（以下「施策」という。）に協力するよう努めるものとする。

4 小規模・中小企業者は、相互連携を図り、大企業者及び各種団体との連携に努めるとともに、生産、製造又は加工される製品及び提供される役務の利用に努めるものとする。

5 小規模・中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるとともに、自然環境との調和に十分配慮するよう努めるものとする。

【趣旨】

小規模・中小企業者の役割について「小規模・中小企業者の努力」として規定しています。基本理念に規定するとおり、小規模・中小企業者の振興の推進には、小規模・中小企業者を取り巻く環境の変化に対応しつつ、自らの創意工夫と経営の向上に対する自主的な努力が必須であり、これを明確に示しています。また、小規模・中小企業者は、社会的責任を自覚し、小規模・中小企業者を取り巻く地域社会との連携や協力に対する努力を規定しています。

【解説】

第1項では、経済的社会的環境の変化に対応し、小規模・中小企業者の多様で活力ある成長発展に向け、自主的な経営の向上と改善に対する小規模・中小企業者の努力について規定しています。

第2項では、経営基盤の強化や人材の育成、雇用環境の充実を図ることにより、経営資源の一つである「人（従業員）」が「生きがい」と「働きがい」の両輪を感じ得ることができる労働環境の整備に対する小規模・中小企業者の努力について規定しています。

第3項では、基本的施策を策定するために必要な小規模・中小企業者の実態把握など、町が実施する小規模・中小企業者の振興施策への協力に対する小規模・中小企業者の努力について規定しています。

第4項では、経営規模や業種が近い者同士が互いに連携するだけでなく、小規模・中小企業者自らの成長発展に向けて、大企業者がこれまでに培ってきた地域社会との関りや災害対策などのノウハウを積極的に取り入れ、あるいは大口町商工会や中小企業団体などの各種団体が保有する小規模・中小企業者の振興に関する様々な情報を収集するため、自らが積極的に連携することに対する小規模・中小企業者の努力について規定しています。また、それらの連携を図るため、小規模・中小企業者相互や大企業者により生産、製造又は加工される製品の利用や提供されるサービスの利用を積極的に行う小規模・中小企業者の努力について規定しています。

第5項では、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、町や地域が行う催事や環境美化、防災・防犯などのまちづくりの活動に積極的に参加し、又は協働して取り組むことで、町民が暮らしやすい地域社会の実現に貢献するとともに、のどかさが残る田園風景や心にうるおいを与える五条川の桜並木をはじめとする「輝く水と緑」のある自然環境との調和への配慮に対する小規模・中小企業者の努力について規定しています。

(町の責務)

第5条 町は、基本理念に基づき、社会経済情勢の変化に対応した施策を総合的に策定

し、及び実施する責務を有する。

- 2 町は、施策の立案及び実施に当たっては、施策が小規模・中小企業者の経営に及ぼす影響について事前に考慮する責務を有する。

【趣旨】

小規模・中小企業者の振興のための施策を推進していくために、町が担うべき責務を規定しています。ここでは、「努力」や「役割」とは異なる「責務」とすることにより、町の役割をより強い位置付けとして規定しています。

【解説】

第1項では、人口減少、少子高齢化による労働者不足や後継者不足、経済のグローバル化や情報通信技術の飛躍的な進歩など、町及び小規模・中小企業者を取り巻く社会経済情勢の変化を的確に捉え、小規模・中小企業者の振興のための施策を総合的に策定し実施することに対する町の責務について規定しています。

第2項では、小規模・中小企業者の振興のための施策を総合的に策定し実施する際において、小規模・中小企業者の経営に及ぼす様々な影響を事前に調査検討する中で、総合的な判断をもって、小規模・中小企業者にとって公平かつ公正な施策であるよう考慮することに対する町の責務について規定しています。

(商工会の役割)

第6条 商工会は、基本理念に基づき、小規模・中小企業者の経営の安定化を図り、改善及び革新のための取組を積極的に努めるものとする。

- 2 商工会は、小規模・中小企業者の実態を把握し、自らの事業活動に反映するとともに、商工会会員相互の関係強化の促進を図るよう努めるものとする。
- 3 商工会は、町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

商工会の役割を規定しています。小規模・中小企業者の振興を推進するために、商工会が担う取組を規定しています。

【解説】

第1項では、小規模・中小企業者の経営の安定化を図るため、相談や指導を通じた積極的な支援を実施し、小規模・中小企業者の経営改善及び経営革新のための取組に対する大口町商工会の努力目標について規定しています。

第2項では、自らの事業活動が小規模・中小企業者にとって有用なものとなるよう、小規模・中小企業者の実態把握に努めるとともに、異業種交流や企業交流の場の提供による会員の相互連携の促進を図り、小規模・中小企業者の振興の推進に向けた取組に対する大口町商工会の努力目標について規定しています。

第3項では、基本理念に対する共通理解のもと、町が実施する小規模・中小企業者の振興施策への協力に対する大口町商工会の努力目標について規定しています。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、基本理念に基づき、町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、小規模・中小企業者により生産、製造又は加工される製品及び提供される役務の利用に努めるものとする。

【趣旨】

大企業者の役割を規定しています。大企業者は、地域社会や小規模・中小企業者に対して大きな影響力を有していることから、小規模・中小企業者の振興を推進するために、大企業者に求める一定の役割を規定しています。

【解説】

第1項では、基本理念に対する共通理解のもと、町が実施する小規模・中小企業者の振興施策への協力に対する大企業者の努力目標を規定しています。

第2項では、これまでに培ってきた地域社会との関りや災害対策などのノウハウを小規模・中小企業者の振興に活かせるよう連携を図るとともに、小規模・中小企業者により生産、製造又は加工される製品の利用や提供されるサービスの利用に対する大企業者の努力目標を規定しています。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、基本理念に基づき、小規模・中小企業者の資金需要に対する適切な対応、事業活動に有用な情報の提供その他の方法により、小規模・中小企業者の経営の向上及び改善に努めるものとする。

2 金融機関は、町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

金融機関の役割を規定しています。金融機関は、小規模・中小企業者の事業活動において、資金需要や経営の安定化に対する相談など、経営課題の解決に向けて密接な関係にあることから、小規模・中小企業者の振興を推進するために、金融機関に求める一定の役割を規定しています。

【解説】

第1項では、小規模・中小企業者の実態に応じ、当該小規模・中小企業者に適した資金供給を図ること、事業活動に有用な情報を提供すること、更には経営相談などのコンサルティング機能を発揮することなどを通じて、小規模・中小企業者の経営の向上及び改善に対する金融機関の努力目標を規定しています。

第2項では、基本理念に対する共通理解のもと、町が実施する小規模・中小企業者の振興施策への協力に対する金融機関の努力目標を規定しています。町が実施する融資助成などに関する施策だけでなく、国や愛知県が実施する小規模・中小企業者の振興施策に対する周知や活用支援など、幅広く小規模・中小企業者の振興の推進への協力を含みます。

(各種団体の役割)

第9条 各種団体は、基本理念に基づき、小規模・中小企業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

各種団体の役割を規定しています。小規模・中小企業者の支援を行う幅広い団体が小

規模・中小企業者の経営の向上及び改善に与える影響力が大きいことから、小規模・中小企業者の振興を推進するために、各種団体に求める一定の役割を規定しています。

【解説】

本条では、基本理念に対する共通理解のもと、小規模・中小企業者の経済活動の連携を図る事業協同組合などの中小企業団体、高い専門性を有する独立行政法人中小企業整備基盤機構中部本部や認定経営革新等支援機関など、小規模・中小企業者の支援を行う幅広い団体が、それぞれの事業活動や経済支援などを通じて、小規模・中小企業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が実施する小規模・中小企業者の振興施策への協力に対する各種団体の努力目標を規定しています。

(教育機関の役割)

第10条 教育機関は、基本理念に基づき、人材育成並びに研究開発及びその成果の普及における取組を通じて、小規模・中小企業者の成長発展に協力するよう努めるものとする。

2 教育機関は、町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

教育機関の役割を規定しています。教育機関は、優れた人材の育成や研究開発、その成果の普及に対する取組を通じて、小規模・中小企業者との連携や多様で活力ある成長発展が期待されることから、小規模・中小企業者の振興を推進するために、教育機関に求める一定の役割を規定しています。

【解説】

第1項では、国や地方公共団体、民間企業との連携を通じ、地域における優れた人材の育成や新技術の研究開発、その成果の普及などを行うことにより、小規模・中小企業者における人材不足の解消や経済活動の拡大、技術の高度化が期待されるため、小規模・中小企業者の多様で活力ある成長発展への協力に対する教育機関の努力目標を規定しています。

第2項では、基本理念に対する共通理解のもと、町が実施する小規模・中小企業者の振興施策への協力に対する教育機関の努力目標を規定しています。

(町民の協力)

第11条 町民は、基本理念に基づき、小規模・中小企業者により生産、製造又は加工される製品及び提供される役務を利用することをもって、小規模・中小企業者の健全な発展及び育成に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

町民の役割について「町民の協力」として規定しています。町民は、小規模・中小企業者の多様で活力ある成長発展が地域社会の発展につながり、ひいては町民生活の向上にもつながることを認識し、小規模・中小企業者の振興を推進するために、町民に求める一定の協力を規定しています。

【解説】

本条では、基本理念に対する共通理解のもと、小規模・中小企業者により生産、製造又は加工される製品の利用や提供されるサービスの利用を日ごろから心掛けることが小規模・中小企業者の健全な発展と育成につながるため、小規模・中小企業者の振興の推進への協力に対する町民の努力目標を規定しています。

なお、本条は、町民に対する「協力の義務化」ではなく、あくまでも「自発的な協力への期待」と解すものです。

(基本的施策)

第12条 町は、第1条に規定する目的を達成するため、基本理念に基づき、次に掲げる基本的施策の策定及び推進に努める。

- (1) 経営基盤の強化及び経営の革新の促進を図ること。
- (2) 地域資源を活用した新たな技術及び事業の開発の支援を図ること。
- (3) 創業の支援及び事業の承継の円滑化を図ること。
- (4) 知識及び技能の向上等のための人材育成及び雇用の安定を図ること。

- (5) 資金調達の円滑化を図ること。
 - (6) 販路拡大のための積極的な広報活動及び異業種交流を図ること。
 - (7) 地域社会の発展及び町民生活の向上に寄与する小規模・中小企業者の活動の活性化を図ること。
 - (8) 学校教育における児童、生徒及び学生の勤労観及び職業観の育成を図ること。
 - (9) 町が発注する工事、物品購入、請負等における小規模・中小企業者の受注機会の増大を図ること。
 - (10) その他小規模・中小企業者の振興を図ること。
- 2 町は、前項の基本的施策の策定に当たっては、第2条各号に定める者の意見を聴取し、小規模・中小企業者の実態を把握するよう努める。

【趣旨】

小規模・中小企業者の振興の基本的施策として、町が取り組む小規模・中小企業者の振興についての施策の策定、推進する際の基本的な方向性を規定しています。また、小規模・中小企業者に関わる全ての者と連携を図る中で、小規模・中小企業者の実態把握に努め、基本的な方向性の具現化に対する町の努力目標を規定しています。

【解説】

第1項では、基本理念に規定するとおり、小規模・中小企業者の自主的な努力とともに、小規模・中小企業者の振興に関わる全ての者の認識と協働により、小規模・中小企業者の振興が推進され、その先に、地域経済の持続的な発展と町民生活の向上が実現するため、基本的施策の策定及び推進に対する町の努力目標を規定するとともに、小規模・中小企業者の振興に向けた施策の基本的な方向性を次のとおり列記して規定しています。

第1号では、小規模・中小企業者の経営基盤の強化と経営革新の促進を図ることについて規定しています。

第2号では、小規模・中小企業者の地域資源を活用した新たな技術と事業の開発支援を図ることについて規定しています。

第3号では、小規模・中小企業者の創業支援と事業承継の円滑化を図ることについて

規定しています。

第4号では、小規模・中小企業者の知識と技能の向上などのため、人材育成や安定雇用を図ることについて規定しています。

第5号では、小規模・中小企業者の資金調達の円滑化を図ることについて規定しています。

第6号では、小規模・中小企業者の販路拡大のための積極的な広報活動や異業種交流を図ることについて規定しています。

第7号では、地域社会の発展と町民生活の向上に寄与する小規模・中小企業者の活動の活性化を図ることについて規定しています。

第8号では、学校教育における児童、生徒及び学生の勤労観と職業観の育成を図ることについて規定しています。

第9号では、町が発注する工事、物品購入、請負等における小規模・中小企業者の受注機会の増大を図ることについて規定しています。

第10号では、その他小規模・中小企業者の振興を図ることについて規定しています。

第2項では小規模・中小企業者の振興施策の基本的な方向性を具現化するため、小規模・中小企業者に関わる全ての者と連携を図る中で、小規模・中小企業者の振興の推進に向けた様々な意見や提案を聴取するとともに、小規模・中小企業者の実態把握に対する町の努力目標について規定しています。

(財政上の措置)

第13条 町は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

小規模・中小企業者の振興の推進に向けて、必要な予算措置を講ずることに対する町の努力目標を規定しています。

【解説】

本条では、小規模・中小企業者の振興の推進に向けて、小規模・中小企業者に関わる

者と連携を図り、具体的な施策の策定に必要な予算措置、施策の実施に必要な予算措置を講ずることに対する町の努力目標について規定しています。

(小規模・中小企業振興会議)

第14条 町長は、小規模・中小企業者の振興のための施策の実現に向けた取組に関し、必要な事項を協議するため、大口町小規模・中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

【趣旨】

小規模・中小企業者はもちろんその振興に関わる全ての者から、小規模・中小企業者の振興施策の実現に向けた取組に関する必要な助言を求めるため、町長が小規模・中小企業振興会議を設置することを規定しています。

【解説】

第1項では、小規模・中小企業者の振興のための施策の実現に向けた取組に関し、必要な事項を協議するために、町長が小規模・中小企業振興会議を設置することを規定しています。

第2項では、小規模・中小企業振興会議の組織や運営に関する事項について、町長が規則で定めることを規定しています。

(条例の検証)

第15条 町長は、必要に応じてこの条例の内容について検証するものとする。

【趣旨】

条例の検証について規定しています。

【解説】

条例の内容が、社会経済情勢や施策の実施状況の検証結果とかけ離れた場合に、必要

に応じて町長が改廃を含む見直しを行うことを規定しています。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

【趣旨】

条例の施行に関して、運用に必要な具体的かつ詳細な事項などについて、町長が別に定めることを規定しています。

【解説】

この条例の施行に関する詳細な事項を定める必要が生じた場合は、規則や要綱などで規定することを町長に委任することを規定しています。委任規定は、条例に規定している事項に関し、細目的な条項を条例以外の規程で定めるためのもので、一般に条例本則の末尾に置かれる規定です。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大口村条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表空家等対策協議会委員の項の次に次のように加える。

| | | | |
|--------------------|----|--------|---|
| 小規模・中小企業振興会 議委員 | 1回 | 5,900円 | 〃 |
|--------------------|----|--------|---|